

## 議案第 12 号武蔵野市下水道条例の一部を改正する条例に対する修正案

議案第 12 号武蔵野市下水道条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

付則第 1 項を次のように改める。

( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 16 条の表一般汚水の部 8 立方メートル以下の分の項料率の欄の改正及び同表浴場汚水の部 8 立方メートル以下の分の項料率の欄の改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。